

## 宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成17年10月14日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

### 記

#### 1 監査委員の報告日

平成17年7月29日

#### 2 通知のあった日

宮城県知事

平成17年9月5日

#### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

##### (1) 塩釜県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、自動車税等については、督促状、催告書を発付した後、速やかに県税納付催告書（差押予告）を送付したり、電話催告を実施するなど、早期納付を促すとともに、勤務先調査や滞納処分等を積極的に実施するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

##### 平成16年度県税収入未済額

現年度分	131,855千円
過年度分	469,921千円
合計	601,777千円

##### ロ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分のより一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

## (2) 拓桃医療療育センター

### イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、平成15年度以前に受け入れた所得税が現在も払い出されていないものが認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。また、現在払い出されていないものの中で、受け入れた根拠が不明なものも認められたので、早期に原因を究明し、適切な事務処理を行う必要がある。

払い出しの事務処理がなされていないもの

金 額 55,090円

(平成16年2月分医師謝金の所得税 2件)

受入れ根拠が不明で事務処理もなされていないもの

金 額 18,669円

### ロ 措置の内容

受入根拠不明分も含めて調査し、平成17年7月25日に全額払い出し処理を行い納付いたしました。今後の会計事務について、チェック体制を強化し、担当職員への適切な事務処理指導と相互理解に努め、再発防止に努めてまいります。